2　遺族補償年金の額について、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数が一人である場合の額を一律に一年につき平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。（第十七条第一項関係）

3　療養補償、休業補償、介護補償若しくは葬祭補償又は特定特例補償を受ける権利が時効により消滅する期間について、その補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、国家公務員災害補償法第十条等に規定する補償を支給すべき事由又は特定特例補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として人事院規則で定めるものであるときは、その補償を受ける権利を行使することができる時から五年とする。（第二十八条関係）

4　その他所要の改正を行う。

第2　国家公務員共済組合法の一部改正

1　公務遺族年金を受けることができる遺族の要件について、組合員の死亡の当時、夫は六十歳以上であることとする要件を廃止する。（第二条第三項及び第九十一条第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第3　施行期日等

1　この法律は、一部の規定を除き、令和九年四月一日から施行する。

2　その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

◇地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（法律第八十三号）（総務省）

1　選挙の期日に関する事項

⑴　令和九年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法第三十四条の二の規定（以下「九十日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては同年四月十一日、指定都市以外の市、町村及び特別区（⑵において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二十五日とすること。（第一条第一項関係）

⑵　令和九年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ⑴に掲げる期日とすることができるものとすること。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都市の選挙管理委員会にあっては同年一月十日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月二十四日までにその旨を告示しなければならないものとすること。（第一条第二項関係）

⑶　統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していた地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が令和九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が２の⑴から⑸までに掲げる日の前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、それぞれ⑴に掲げる期日とすること。（第一条第三項関係）

⑷　統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していなかった地方公共団体の議会の議員又は長（九十日特例の規定を適用する旨の告示がされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（地方公共団体の設置による選挙の場合を除く。）において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が令和九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が２の⑴から⑸までに掲げる日の前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、それぞれ⑴に掲げる期日とすること。（第一条第四項関係）

2　選挙期日の告示に関する事項

１により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとすること。（第二条関係）

⑴　都道府県知事の選挙にあっては、令和九年三月二十五日

⑵　指定都市の長の選挙にあっては、令和九年三月二十八日

⑶　都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙にあっては、令和九年四月二日

⑷　指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては、令和九年四月十八日

⑸　町村の議会の議員及び長の選挙にあっては、令和九年四月二十日

3　九十日特例の規定の取扱いに関する事項

九十日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和九年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しないものとすること。（第三条関係）

4　同時選挙に関する事項

１により行われる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙ごとにそれぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定による同時選挙とするものとし、指定都市の選挙と当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙については、同条第二項の規定による同時選挙とするものとすること。（第四条第一項及び第二項関係）

5　立候補の禁止に関する事項

１により令和九年四月十一日に行われる選挙又は公職選挙法の規定により当該選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域において、１により同月二十五日に行われる選挙、同法の規定により当該選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは補欠選挙又は同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができないものとすること。（第五条第一項関係）

6　寄附等の禁止に関する事項

⑴　１の⑴又は⑵により行われる選挙についての寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とするものとすること。（第六条関係）

⑵　⑴については、令和九年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙又は九十日特例の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙のうち特定のものについては適用しないものとすること。（第七条関係）

7　その他

⑴　２から６までに定めるもののほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるものとすること。（第八条関係）

⑵　この法律は、公布の日から施行するものとすること。（附則関係）

◇裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十四号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う。（第十五条、別表関係）

2　高等裁判所長官に転居手当を支給する。（第九条第二項関係）

3　この法律は、公布の日から施行し、１は令和八年四月一日から適用する。ただし、２は令和九年四月一日から施行する。（附則第一項、第二項関係）

◇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十五号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う。（附則第三条、別表関係）

2　次長検事及び検事長に転居手当を支給する。（第一条第二項関係）

3　この法律は、公布の日から施行し、１は令和八年四月一日から適用する。ただし、２は令和九年四月一日から施行する。（附則第一項、第二項関係）
